

幕末維新期における日向諸藩の「隣交」関係について —— 慶応二年の幕領預りをめぐって ——

The Sociable Concern of Each Clans about the Shogunate's Domain
in the Last Days of the Tokugawa Shogunate

大賀郁夫

キー ハーネス 幕領 日田郡代 隣交

■ 次 はじめに

一 日向諸藩と幕領

(1) 日向幕領の成立過程

(II) 日向諸藩の幕領警備

(III) 預地願いと薩摩藩

II 幕領預りをめぐる諸藩の動向

(1) 延岡藩の幕領預り

(II) 飯肥藩の動向

(III) 佐土原藩への分配をめぐる対応

(IV) 飯肥藩への説得交渉

III 維新と幕領預り

(1) 預り猶予の背景

(II) 延岡藩による日杵郡旧幕領の支配

結びにかえて

慶応二年一月、九州の幕領は周辺大名が預かることになり、日向国幕領は譜代延岡藩が預ることになった。しかし延岡藩とともに細島警備を担った高鍋藩へ半方分配するよう歎願し、飯肥藩も念願の幕領預りを独自に歎願して、結局三藩で預ることになった。いろいろが日向四藩のうち佐土原藩だけが分配されないことになると、日向四藩の「隣交」関係に支障をきたすことになるため、高鍋藩が首唱して四藩で分配するとの周旋に乗り出す。各藩ではそれぞれの思惑もあり、飫肥藩の反対も根強かつたが、漸く四藩で預るのを確認し合った。しかし、同年十月十五日には大政奉還がなされ、歎願書提出の猶予も検討されたが、同月二十八日付でどうあえず三藩預りとされた。こうした経緯から、日向四藩の「隣交」関係は、驚異的であつた薩摩藩を仮想敵として結ばれ、これがやがては明治二年の四藩会議・合同操練へと繋がっていく。日向国といふ領域意識は、幕末の海防とともに、幕領預りを契機に漸時形成されていくのである。

はじめに

幕末維新期において、強力な軍事力や財政力に乏しい中・小藩では、近隣諸藩との「隣藩御互」関係を作り上げ、絶えず親交を保つことは不可欠であった。またその一方で、どの大藩と依存関係をつくるか、また衰えたとはいえた公儀権力である幕府との関係をいかに保持していくかが、この時期自藩の運命を左右する切実な課題となつた。

日向国は、譜代延岡藩（七万石）、外様高鍋藩（二万七〇〇〇石）・佐土原藩（二万七〇〇〇石）・飫肥藩（五万一〇〇〇石）の中・小藩四藩からなり、これら四藩は文久三年の薩英戦争を契機に「隣藩御互」関係を強く認識することになる。一方で、四藩は熊本藩や薩摩藩と独自に依存関係を結び、特に薩摩藩を核にした「地域的動向」が形成されていく。⁽¹⁾こうしたなかで、四藩の「隣藩御互」関係をより深化させ、日向国という領域意識を高めさせることになるのが、慶応三年の日向幕領預り問題である。

第二次長州戦争の解兵令が出された直後の慶應三（一八六七）年二月、西国筋郡代窪田治部右衛門の建白をうけた幕府勘定所は、九州にある幕領一六万四〇四六石（当分・別廉当分預所高を含む）のうち、四日市陣屋支配下の豊前国宇佐郡二万一〇〇〇石余を久留米藩、富高陣屋の日向国臼杵郡一〇七〇石余を延岡藩へそれぞれ預け、これまで島原藩に預けられていた豊後国速見・大分両郡のうち一万四〇〇〇石余、四日市陣屋付の豊前国東郡のうち四八〇〇石余、豊後国直入郡のうち二九〇〇石余の計四万七八〇〇石余を、警備上

の理由で熊本藩へ預け、島原藩には代わりに肥前国松浦郡のうち一万五八〇〇石余が預けられた。⁽⁴⁾

幕領を周辺大名に預けるという幕府の方策については、服藤弘司氏が「郡代支配所のままでは幕領の安全が維持できず、幕府が積極的に幕領の支配を大名に委託するという形式で設定された」ことを指摘し、そもそもこうした事態は少人数で幕領支配にあたり、軍事的に全く無力に等しいという幕領支配の構造的欠陥にあるとした。⁽⁵⁾

もともと近年ではこうした見解に対しても、代官所は基本的には年貢徴収事務のために設けられていたため、在地の支配機関としてはすこぶる脆弱であり、現地の代官所（陣屋）は軍事的にはもちろん、警察的な機能ですら充分ではなかったこと、しかし郡中惣代制―村請制は機能を基本的に何ら変質することなく存続したことなどが明らかにされている。⁽⁶⁾

本稿で問題とするのは、同年に日向国幕領預りをめぐる延岡藩以下日向四藩の動向である。すなわち延岡藩は、幕領預りを拝命するや直ちに単独での預りを辞退し、隣藩高鍋藩との共同預りを歎願する。飫肥藩も独自で幕領預りを周旋しており、三藩へ預りが認められる、高鍋藩は延岡藩と図り飫肥藩を説得して佐土原藩を加えるよう歎願するなど、事態は二転三転する。幕領を預かるという利益の一つが財政援助（管理費として与えられる定式の口米・口永）にあるならば、破綻に瀕した藩財政を補填する機会を得ながら、隣藩で分配して預かるとした理由は何か。また、飫肥藩や延岡藩からの歎願を受けた幕府は、それにどのように対応したのか。四藩による「隣藩御互」関係が、維新後どのように維持もしくは変容して

いくのか、など明らかにすべき課題が多い。

そこで本稿では、延岡藩が当時の経緯を詳細に記録した「御預地一件帳」⁽⁸⁾を中心に、同藩の往復書簡や高鍋藩・飫肥藩の関連史料に拠りながら、幕領預りをめぐる当該期の日向諸藩の動向について検討してみたい。なお、特に断わらない限り、史料は「御預地一件帳」であり、本文中に（）で史料中に付された表題を示した。

一 日向諸藩と幕領

（一）日向幕領の成立過程

近世期日向国の幕領は、①日向諸藩の分知領にともない創出されたものと、②延岡藩領の変遷によるものによって創出されたものに大分される。以下、その概略を述べておこう。

まず①について。藩政初期には藩主一族の分家が創出され、各地に分家領が設けられた。日向諸藩のなかで創出された分知領の最も早い例は、寛永十三（一六三六）年に飫肥藩三代伊東祐久が、弟祐豊へ那珂郡松永村・南方村三〇〇〇石である。しかし、元禄二（一六八九）年に祐豊の子祐賢は幕府から扶持米を給されることになり、祐豊領は幕府へ上知され幕領となつた。⁽⁹⁾ 続いて寛永十八（一六四一）年、延岡藩主を就封した有馬直純の子康純は、弟元純に諸県郡本庄・森永・竹田・塚原各村と、宮崎郡四カ村（村名は不明）の計三〇〇〇石を分知した。しかし元純は正保元（一六四四）年に遁世し剃髪して還愚（のち意安）と称した。このため元純の分知領は幕府へ上知され、貞享五（一六八八）年まで延岡藩預りとされていたが、以後幕領（当時は肥後天草代官支配）となつた。⁽¹⁰⁾

次に②については、延岡藩主の入転封にともなう藩領の増減によるものである。元禄五年に延岡藩三代有馬清純が越後国糸魚川へ転封になると、代わって譜代大名三浦明敬が二万三〇〇〇石で入封し、延岡藩は譜代藩となつた。その際に有馬氏との表高差として、臼杵郡富高・日知屋・財光寺・塙見・平岩・下三ヶ・坪谷・細島の一町七村、飛地宮崎郡二二カ村、那珂郡四カ村、児湯郡九カ村、諸県郡一カ村の計一町四四カ村・三万石余が幕領となつた。⁽¹¹⁾ このうち富高村新町には日田代官所の出張陣屋が置かれ、これら日向国幕領支配の中心となる。

正徳一（一七一二）年、三浦明敬は三河国刈谷へ転封し、牧野成央が八万石で延岡へ入封する。三浦氏との表高差五万七〇〇〇石分は、幕領となつていた宮崎郡二二カ村一万四六〇〇石余・児湯郡九カ村七六〇〇石余と、豊後国大分・国東・速見三郡から編入された。しかし寛保一（一七四二）年、牧野貞成が京都所司代に昇任するに際して、児湯郡九カ村と宮崎郡二二カ村のうち太田・源藤両村と大塚村の一部を除く三万石分が、河内・丹波・近江・美濃各國の幕領と交換され、再度幕領となつている。

延享四（一七四七）年には、牧野氏が常陸国笠間へ転封し、代わって陸奥国磐城平から内藤政樹が七万石で延岡へ入封した。牧野氏との表高差一万石分として、幕領から宮崎郡のうち船曳村と東細江村（東西に分村）を除く二二カ村が内藤氏領となつた。⁽¹²⁾

このように、日向国に設定された幕領の多くは、主に延岡藩領の変遷に伴つて変動したとみてよいが、元禄五年に幕領となつた、東九州随一の良港細島を含む臼杵郡一町七村が、それとは無関係に維

幕末維新时期における日向諸藩の「隣交」関係について 一慶応三年の幕領預りをめぐって一 (大賀郁夫)

第1表 日向国幕領村々高

郡名	村名	高	引高	残高	田高	畠高
臼杵郡	富高村	石 977.38300	石 8.60000	石 968.78300	石 789.73100	石 179.05200
	日知屋村	1,419.26980	1.06000	1,418.20980	1,147.80100	270.40880
	細島町	38.01084	0.80140	37.20944	9.80900	27.40044
	財光寺村	649.91800	11.11160	638.80640	515.62400	123.18240
	平岩村	897.00100	0.80000	896.20100	736.29000	159.91100
	塩見村	1,349.17700	—	1,349.17700	1,082.04100	267.13600
	坪屋村	242.92820	1.39900	241.52920	185.11800	56.41120
	下三ヶ村	116.84000	0.61900	116.22100	66.72300	49.49800
	計	5,690.52784	24.39100	5,666.13684	4,533.13700	1,132.99984
那珂郡	江田村	810.75863	13.90090	796.85773	706.96980	89.88793
	新別府村	777.99537	—	777.99537	685.55860	92.43677
	吉村	2,127.05933	199.86150	1,927.19783	1,724.20260	202.99523
	福島村	108.69210	93.60210	15.09000		
	下別府村	187.86620	139.05640	49.80980	15.21430	34.59550
	南方村	2,107.87900	94.21910	2,013.65990	1,892.37830	121.28160
	松永村	1,088.73500	139.67960	949.05540	891.29060	57.76480
	計	7,208.98563	679.31960	6,529.66603	5,915.61420	614.05183
宮崎郡	細江村	839.37238	35.37428	803.99810	702.36712	101.63098
	船引村	1,693.76142	503.01917	1,190.74225	920.81404	269.92821
	計	2,533.13380	538.39345	1,994.74035	1,623.18116	371.55919
諸縣郡	本庄村	2,203.04200	50.72470	2,152.28730	1,590.71430	561.57300
	塚原村	161.25400	12.45400	148.80000	89.64470	59.15530
	森永村	458.03420	60.03800	397.99620	220.63920	177.35700
	竹田村	259.90100	15.54700	244.35400	186.46900	57.88500
	須志田村	940.10463	135.60760	804.49730	687.81900	116.67830
	計	4,022.33583	274.40130	3,747.93453	2,775.28620	972.64833
兒湯郡	現王島村	174.35300	93.78160	90.57140	2.23400	88.33740
	黒生野村	347.18700	18.38790	328.79910	103.17430	225.62480
	清水村	428.36600	26.14640	402.21960	292.67110	109.54850
	岡富村	356.72500	72.71290	284.01210	89.93960	194.07250
	三宅村	2,324.05800	100.62150	2,223.43650	1,459.64510	763.79140
	右松村	1,080.92400	142.61390	938.31010	538.49950	399.81060
	調殿村	343.45700	109.20170	234.25530	105.27400	128.98130
	童子丸村	223.81600	6.07300	217.74300	161.00000	56.37800
	南方村	1,192.67460	97.16390	1,095.51070	606.12950	489.38120
	穂北村	1,149.07000	107.05610	1,042.01390	543.34640	498.66750
	計	7,620.63060	763.75890	6,856.87170	3,902.27850	2,954.59320
合計		27,075.61370	2,280.26425	24,795.34945	18,749.49760	6,045.85239

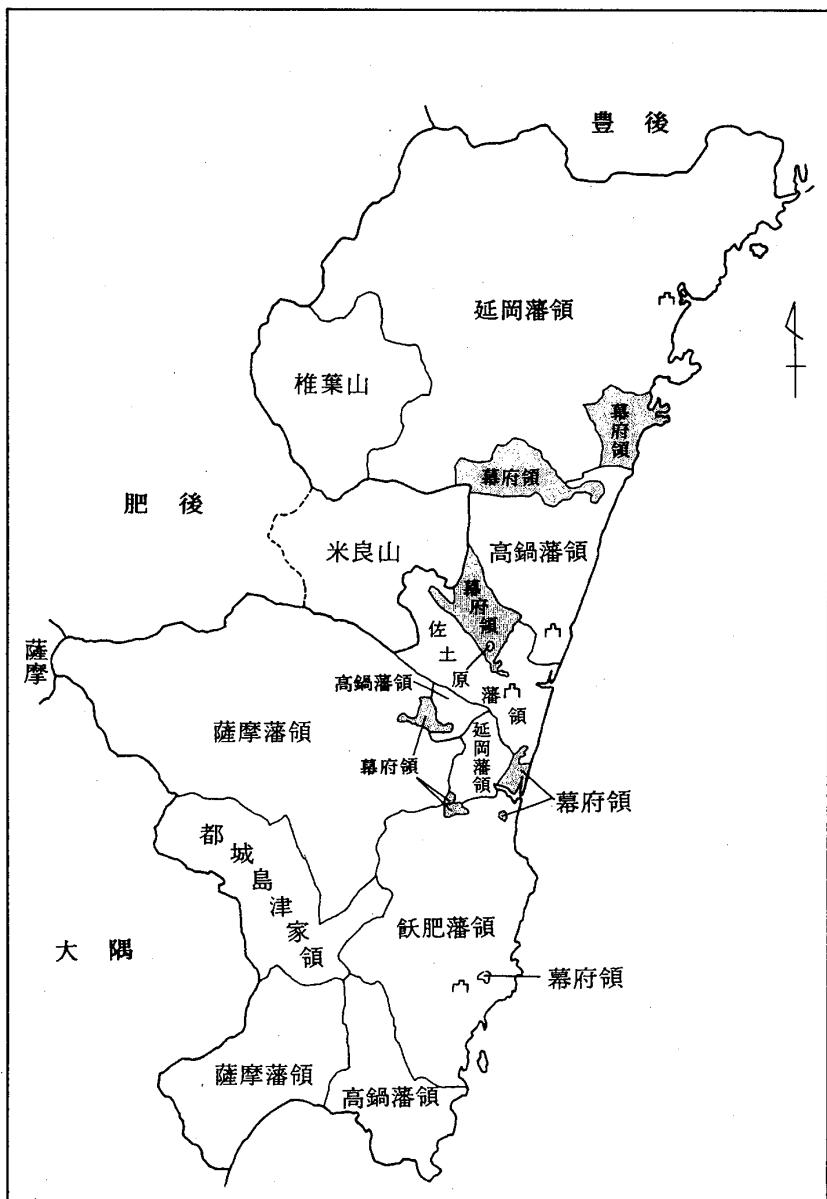
(註) 『日向国史 下巻』第八章第一節(史誌出版社 1930年) P515～527より作成。

(二) 日向諸藩の幕領警備

新近くまで幕領のままであったことの意味は大きい。なお臼杵郡椎葉山は、元和五（一六一九）年の椎葉山騒動の後幕領となり、明暦二（一六四六）年には人吉藩預所となつて維新を迎えている。⁽¹³⁾

日向灘は廻船の難所として知られ、日向諸藩はいざれも海岸に面した領地を有し、幕府から漂着船への対応法と海防を命じられていた。幕領支配の代官所設置が、年貢徵収を主な任務としていたことから、その警備や異変時に周辺諸藩が出兵することは「兼而之御規則」⁽¹⁴⁾であった。延岡藩では、寛政五（一七九三）年二月に異国船漂着時の手配書を提出し、非常時には幕領細島港の觀音崎を本陣とすること、藩境の門川村には数人を駐屯させることなどを定めてい

文政八（一八二五）年二月の異国
船打払令に続いて、同年五月、日田



(註) 延享四 (1747) 年日向国幕領領域図
 (「宮崎県史 通史編近世下」第9章幕府領 P602 より転載)

郡代塙谷正義は異國船防禦強化を改めて命じ、臼杵・那珂両郡の海岸警備は最寄りの諸藩が担当するよう要請したのを受けて、延岡藩では用人以下足輕までの総計一九四人と馬二七頭の出陣を定めている。⁽¹⁶⁾ 日向四藩のうち延岡・高鍋両藩は、「那珂郡者手遠、殊道路嶮難」を理由に、幕領臼杵郡日知屋村の細島町へ警備人數を差出したいこと、鰯肥藩も臼杵郡は同様の理由により那珂郡下別府村は同様の理由により那珂郡下別府村へ人数差出したいことを要望した。塙谷はこれを認め、また佐土原藩には「場所不定、時宜ニ寄何方江も人數差出候積心得居」⁽¹⁷⁾ るよう命じた。

文久三年三月、高鍋藩は細島港両岸へ砲台場建設を富高陣屋へ願い、使者を日田表へ派遣して許可を求めた。続いて延岡藩も同願提出を行い、七月には高鍋藩と建築場所の交渉に入り、八月には工事に着工、十一月末に完成した。⁽¹⁸⁾ 延岡・高鍋両藩は、砲台場詰として二〇人を交代で派遣しているが、砲台場建設を含めて細

島港警備は一貫して高鍋藩が主導したことは、以後延岡藩の高鍋藩に対する負い目となる。

さて、同年九月、日田郡代屋代増之助より延岡藩家老宛に来書があつた⁽¹⁹⁾。その内容は、富高陣屋で異変があつたときは、延岡藩以下日向四藩から出勢する手筈であったが、近年は諸国とも「人氣不穩・民心自然動搖いたし、右虚ニ乗し無宿・無頬之徒浪士と偽り党を結び、無謂儀を申聞、猥ニ二人名を害し、或ハ在々所々徘徊いたし、不法乱妨および候」状況であること、八月には大和五条代官陣屋が襲撃される事件もあり、何時こうした「乱妨異変之儀」があるやも計り難いこと、一揆とは異なりその期に臨むまでは様子も分からず、陣屋からは往返一〇里ほどもあって急変には間に合わないことなどを理由に、四藩に対して「鉄炮方式拾人程ニ指揮之衆壱両人被差加、右陣屋許江凡三十日程宛交代之積を以、当節ヨリ御人数御差出可有之候」という要請であった。また出勢順番を、延岡・高鍋・佐土原・飫肥各藩とし、早速延岡藩に出勢を求めた。藩では評議のうえ、鉄炮足輕二〇人と小頭・指揮の者頭・給人格一人を来月朔日から出勢させることを決め、陣屋内は手狭ということで町屋で明家を借り上げている。幕領警備は富高陣屋のみに留まらず、延岡藩では飛地宮崎郡役所に対し、八二人から四〇人増員した郡中郷足軽には炮・銃・弓・捕手・柔術などの訓練をすべきこと、宮崎郡幕領村々から異変時に出勢依頼があれば加勢に出ることなどを命じている。

細島をはじめとする幕領警備が、自領警備に加えて諸藩の過重な負担となつたことは想像に難くない。延岡藩では細島警備のため普請方から人足二五三人を出しており、近村門川村には軍用備米二六

合、一日玄米一升と塩噌・薪・菜錢代銀二分八厘六毛のほか、油三勺五才、出役時の軽尻馬一疋、中間一人がつけられた⁽²¹⁾。鉄炮足輕二七四人には銀九貫五四八匁余、旗差長柄一七一人には三貫九七二匁余、合計四四五人・銀一三貫五九一匁余（金二一〇〇両）が一年分として計上されている。これらの軍備金の多くは領内村々へ貸上銀や高役金として賦課されており、例えば元治元年には防長出兵の軍事調達金として総額五万一二〇〇両が、村高一〇〇石につき七〇両宛賦課され、また慶応二年には領内村々に賦課した軍用調達金は五年間で一二二万両に上っている⁽²²⁾。

（三）預地願いと薩摩藩

こうした多大な財政負担もあって、細島警備を担当した高鍋・延岡藩は、翌元治元年二月郡代へ細島周辺での預地を願い出ている。延岡藩の提出した歎願書は次の通りである。

在所表之儀も場広之海岸、豊後国國東郡是亦海岸之地、城下ち四十里余隔、同國大分郡并日向国宮崎郡是又沿海之地にて二十里余も掛隔居候土地柄ニ而入費不少、殊ニ兼々不如意之勝手向何分永続之所深心配仕候間、右砲台於最寄為入用、応而御添地被成下候得者、兼而農兵を取立置、常々撫育等差加候得ハ土着之兵ニも相当⁽²³⁾、兵糧運送等之心配も無之、万事指揮方も都合宜、防禦見込之力も行届可申、家来共一同之志願御座候間、何卒出格之思召を以厚御評議奉願度、此段奉歎願候、以上

延岡藩は領内に広大な海岸を持ち、しかも豊後国東郡は四〇里余、同国大分郡および日向国宮崎郡はそれぞれ一〇里余も城下から離れており出費が多く防備永続が心配である。砲台場の最寄りに添地（預地）を下されば農兵を取り立てて撫育をすればそこに土着する兵も増えるだろう、兵糧運送の心配もなくなり指揮にも都合がよく防禦力も行届くというのである。警備地域の広さとその負担に端ぐ藩の切実な願いが窺える。

高鍋藩も同様な歎願を行うが、しかし両藩とも願いは「難被御聞届候」と却下されてしまう。高鍋藩は急遽役人を延岡へ派遣し、歎願内容を協議させている。高鍋藩の歎願書の内容は次の通り。

御料細嶋港且領分内江も砲台取建、入費不少御座候処、兼而勝手向不如意、其上右最寄ニ而御添地之儀奉歎願候処、御差支被為在御免不被成下候段被仰出奉畏候、右様申上候而者、何歎勝手向指操而已を以申上候様御座候得共、全左様ニ而無御座、乍不及是非共右場所ニ而御身ケ衣相拋防禦茂仕、聊成共皇國之悔を禦、且ハ數百年之鴻恩をも報謝仕度奉存候より、造築之節込も家来之者共も人足同様土石運送等も仕、神力を尽申候儀ニ付、何れ共器械手配等も成丈相整置不申候而者折角之志願も達兼、且万一之節不都合御座候而者一藩之恥辱者不及申、皇國之瑕瑾共相成候事故、何卒今一応右等之処御深察被成下、格別之御憐愍を以御添地被成下候様、猶亦奉歎願候（傍線筆者）（後略）

財政的な理由ではなく、皇国のために、数百年の鴻恩に報いるためだとしているが、返答はなされていない。

両藩が細島近辺での預地を願い出ている一方で、江戸では看過で

きない風聞が広まっていた。去る一月、細島に上陸した薩摩藩主島津忠義が、細島をはじめ日向國中で五万石の預地を要求したというのである。⁽²⁶⁾ 延岡藩は「御添地之儀ハ有功之諸侯江被下置候御盛典ニ可被為在」と憤慨するが、それは日向幕領は二万石余しかなく、五万石というのは延岡藩領宮崎郡二万四〇〇〇石余を加えてという意味であった。同藩領宮崎郡は薩摩藩領に接しており、すでに赤江（大淀）川岸には薩摩藩が会所が置かれていた。かつて同領が幕領とされたり延岡藩領となったりした経緯を考えると、宮崎郡領が上知される可能性は否定できない。⁽²⁷⁾ 水利に不便な宮崎郡であったが、領内では高い生産力を誇り、近年は数十カ所に堤を築いて水を溜めて旱魃に備えた結果「民心生業ニ安候様」になり、藩は「頼ニ相成候者宮崎郡而已」⁽²⁸⁾ などしている。この風聞がどこまで真実味があったかは不明であるが、高鍋・延岡両藩が苦労して築いた砲台を含めた細島警備が、薩摩藩の強い要求で同藩預りとなつたことを考へると、実現する可能性は決して低くない。在地でもこうした風聞は広く流布しており、細島町松島屋長助という者が、薩摩藩の意を受けてであろう、細島町の者を集めて「此節御料所御預地一件ニ付而者、薩州様之支配を受候へ者、萬事為筋ニ可相成旨」を吹聴したとの風聞もあつた。

こうした薩摩藩の動向は、延岡藩のみならず高鍋藩や飫肥藩にも強い危機感を与えた。同年五月、飫肥藩には富高手代から「此度島津家占細島並宮崎諸縣辺幕領ノ内ニ於テ、預リ地願ヒ立テ有之由相聞候、左候テハ幕領ハ勿論、貴藩並ニ延岡高鍋御三家ノ一大事ト存シ候、已ニ内藤延岡ノ領主内藤備後守、秋月高鍋領主秋月長門守兩

家ニテハ、種々手寄ヲ以テ島津家内願行ハレサルヤウニ周旋有之候」との報告があり、藩は「実ニ当家ノ一大患」として預地を周旋している阿万豊蔵へ、「手抜ナク周旋」するよう命じている。⁽²⁹⁾以後、日向幕領預りをめぐって諸藩の駆け引きは急展開することになるのである。

二 幕領預りをめぐる諸藩の動向

(一) 延岡藩の幕領預り

薩摩藩の預地要求とその阻止を歎願する延岡・高鍋両藩、それに独自の預地歎願を周旋する鈴肥藩が、それぞれの思惑に従つて運動を展開したようであるが、日向国幕領預りを拝命したのは、ほかならぬ譜代延岡藩であった。

在京していた延岡藩用人原小太郎が、慶応三年二月三日付で国元の家老衆へ出した書状に拠れば、同日、老中板倉伊賀守より日向富高陣屋附幕領村々を延岡藩預所とする旨が命じられた。

内藤備後守江

西国筋郡代窪田治部右衛門支配所、日向国富高陣屋附村々之儀、其方御預所被仰付候間、非常之節防禦筋等行届候様可被致候、尤高附之儀者追而江戸表ニ而相達候筈ニ付、委細之儀者御勘定奉行可被談候

原は、高附が不明で江戸で達せられることに一抹の不安を抱きつつも、「先以目出度御儀御同意恐悦至極奉存候」と国元へ報じ、三月八日付の国元からの返書でも「達御聽目出度御儀」と喜んでいる。日向諸藩のなかで延岡藩にだけ預所が命じられた理由は、郡代窪田

のいう「御譜代國力不足候而者不宣、且御家柄之事故建議致置申候、ひいき致候ニ者無之、公儀之御為故也」という文言からもわかるよう、幕領預りが譜代藩の國力増進を目的としたものであったからである。同時に、窪田は薩摩藩から日向国で預地五万石の要求に対して危機感を抱いたからかも知れない。窪田は、特に譜代である延岡藩に幕領を預けることで助成し、薩摩藩の要求を事实上凍結したのである。

ところが原は、「難有思召ニ者候得共、乍残念独断難仕段」と国元へ相談することを理由に即答を避けた。さらに、「弊藩斗ニ御預相成候而者如何可有之哉、日向國小諸侯而已有之、力不一候而者御為如何可有之哉、半を高鍋江御預被成候ハ、平等之御处置与奉存候」として、半分を高鍋藩預りとするよう再度願い出たのである。

これをうけた窪田は、「高鍋之方者外様之事ニ而、彼方江者御預与申儀出来間敷」と、高鍋藩が外様であることを理由に強く難色を示した。延岡藩のみとしたのは「御譜代」であるからこそであり、「右之儀者却而不申立方宜可有之、御藩ニ而も高鍋ニ而も何事も御存無之方か宜」と助言した。窪田は「御譜代疲弊致候而者何を御頼被成候哉云々、御譜代を主ニいたし申立置候儀ニ付、高鍋之事今更建議不被致候」と、あくまで譜代を対象に幕領預りを実行するつもりであった。「ひいき致候ニ者無之」としながらも、窪田は以前より延岡藩に対し拝借金米を行うなど肩入れをしており、このうち拝借金の半分は棄損、残りは永年賦とし、拝借米は「延岡江者貸切与申様相成候而者、後ニも塞候」として、年々返納した方がよいと指示している。

延岡藩はどのような理由で単独預りを辞退し、高鍋藩との分配預りを歎願したのであらうか。警備に膨大な人員と兵糧・手当銀がかかるることは言うまでもないが、原は国元に次のように心情を吐露する内容の書状（二月三日付原小太郎より内藤治部左衛門・同玄美・穂鷹亭々宛書状）を送っている。

（前略）豊後筋ニも御譜代小藩茂有之、其ニ者御預地無之如何之事哉、必人之指さす処も可有之、夫者夫ニいたし是ヨリ巧候事ニ者無之候得共、積年相持之場所炮台坏者高鍋ヨリ相倡候事ニ而候得者、被仰立有之方筋ニ者相当間敷哉、治部右衛門様御内諭之節麁忽専對仕候段者重々恐入候得共、差当候場ニ付前段

之次第二申置候、義利之上之右之通ニ而其利不利を考候ニも、若跋扈諸侯有之節合力候為ニも筋者御尽被置候方、御隣交之道ニ可有之（傍線筆者）（後略）

延岡藩が気遣う高鍋藩とはどのような関係であつたのだろうか。また、これほどまでに配慮に神経をとがらす「御隣交之道」とは何であつたのか。まず、延岡・高鍋両藩の関係についてみてみよう。三月八日付で延岡藩が提出した歎願書（三月八日付内藤備後守書状）は次の通りである。

此度窪田治部右衛門支配所日向国富高陣屋附村々、御預地被仰付難有仕合奉存候、乍併領内之治教不束之私恐懼之至奉存候、

然ル処同所之儀秋月長門守儀も己酉（嘉永二年一筆者註）來御警衛筋被仰付置、先年攘夷被仰出候砌、長門守儀首倡ニ而細嶋港两岸炮台建築仕候程之儀、要衝之地ニも御座候得者旁以相当ニ御分地、長門守江も御預地被成下候様仕度、左候得者申合候

而協力可也ニ防禦筋御奉公相勤度、此段奉願候、以上

三月八日

内藤備後守

文久三年の攘夷決行に際して、幕領細島港两岸への炮台場建設を首倡したのは他ならぬ高鍋藩であり、同所の防禦も延岡藩単独ではなく、高鍋藩と共同で行いたいとしている。この時の炮台場建設が、高鍋藩の首倡によるものであったことは延岡藩の負い目となつてゐることは明らかで、「傍観いたし候所ニ而者一端之疑ひ有之者自然之情態、此事件對高鍋表一統懸念罷在候」ことを心配し、高鍋藩へ分配することは「御義理合も相立、且當御時勢御隣交御大切之折柄」であるとしている。

三月八日付の国元から江戸藩邸への書状によれば、預地引渡しについて日田より催促があり、一ヵ月程度の受取り延引は何とか理由が付くが、国元と江戸間で相談していくには月数もかかる、本来なら大殿（先代義政）の内慮を得なければならないが、「餘り延引相成、自然御自分勝手ニ相成候而者公辺御不敬ニも相成可申歟」と苦惱を明かしている。延岡藩は高鍋藩に対して、「御近領江被為對御義理相欠、万一御隔意ニ而も出来候而者決而御為ニ不相成」との姿勢を崩さず、高鍋藩への分配歎願が成就するまで預所を受け取らないことを伝えている。

ところで、延岡藩が預る幕領のなかで懸念される問題があつた。それは、延岡・高鍋両藩で两岸に炮台を築き交代で警衛を担当した細島港が、元治元年に薩摩藩の預りとなつていていたことである。日向幕領といった場合、この細島港を含むのかどうかはきわめて大きな問題であつた。延岡・高鍋両藩から薩摩藩預りとなつた際に、延岡

藩は警衛人数の引払い等を薩摩藩へ問い合わせてはいるが、薩摩藩からは勘定奉行へ伺書を出したものの委細の指示ではなく、追つて指図を受けてから返書する旨の回答があった。しかしその後何の沙汰もないため、窪田から幕府へ伺ってくれるよう依頼したが、窪田は延岡藩からも伺うよう指示している。だが藩は、「此方占御伺被成、自然薩州与直々引合候様相成候節ハ、兼々御承知御座候通應援都而利害勝負を第一与いたし、加ルニ力を専らとして礼讓義理之問ニ不出、毎々對談向一統心痛いたし候(三月八日付内藤治部左衛門・同玄美より内蔵進宛書状)」と薩摩藩との直接交渉となることに不安を抱き、延岡藩からの伺いは見合わせた。日向幕領のなかで、薩摩藩預りの細島だけが「浮物」のように存在するのは不自然であり、できれば薩摩藩の勢力を排除したいというのが延岡藩の本心であった。三月二十五日付の原小太郎の書状には、「細嶋之儀矢張御預地ニ入居候様相聞候付書改方可然」と、細島を含めて預ることを強く希望しているが、勘定所は明確な沙汰を出さず、交渉は頓挫することになる。原は、薩摩藩主が二十五日頃に上京する日積であることを見聞き、幕府も相応に応接する態度であることから、「細嶋港其外之公料御引受之御話ニも相成候半ニ者、如何變化可致も難計」と、かつて薩摩藩の要求のように細島港のみならず五万石分の幕領を預るつもりではないかと疑心を抱いている。

(二) 餅肥藩の動向

従来より餅肥藩の幕領預り対する熱意には、並々ならぬものがあつた。餅肥藩では、那珂・宮崎・諸縣三郡の幕領預りを目指して、元

治元年五月二十八日付歎願書を七月二日に用番老中の水野和泉守(忠精)へ、また八月三日付再願書を九月十四日に同諏訪因幡守(忠誠)に提出している。その歎願書の趣旨は次の通りである。

(前略) 慶長五年石田治部小輔遺乱之節、隣国之諸大名皆石田方御座候処、先祖豊後守祐兵壱人歎を離れ御忠節仕、宮崎四万石ハ井伊兵部少輔様・黒田如水様以御差図攻取候太刀懇切之地ニ御座候処、翌年八月ニ至高橋家ニ可返旨上意ニ付、猶又兵部少輔様ニ付種々内訴仕候処、兵部少輔様御内諭ニ者伊東家忠節之儀ハ逐一達公聴神妙ニ思召候、然処是迄天下之大小名遺乱ニ與し候者不少、此節天下漸靜謐ニ相成候際、一々其是非を正し御與奪被為在候而者却而騷動を招候節故、乍迷惑暫時節を相待可申、終ニ者必御報謝可有之旨御内諭候ニ付奉畏候処、後年高橋家御改易被仰出候折柄、御歎願可仕時節ニ御座候得共免角行届兼、大和守祐久至り常憲院様御代御預地之儀類ニ歎願仕候、い來代々無遺廢心願者御座候得共は又行届兼申候、然処此節外患内憂相湊公辺ニも御安座難被為在御座候折柄故別而奮発仕、豊後守御忠節仕候遺則ニ相基キ、猶又御忠節相勵公辺之屏と相成、一方之御防をも承り粉骨可仕志願ニ御座候、然ル処小藩寡民之儀御座候得者手配等十分行届兼心配仕候付、右御預地被仰付人別等支配仕候様被仰付被下候者、益士風引立常変之御用相弁可申与存込、不得止事内外御多事之折柄をも不顧歎願仕候 (後略) (卯二月廿六日御用番小笠原壱岐守様公用人江差出候願書

なかで当初から東軍に組した伊東祐兵が攻め取った宮崎郡四万石（延岡藩高橋家領）は、まさに「太刀懇切之地」であった。しかしその地は高橋家に返還するよう命じられ、高橋家改易など機会はあったが「兔角行届兼」ていた。同藩は藩祖軍功の証として宮崎郡預りを強く望み、貞享元（一六八四）年、宝永三（一七〇六）年と一度に亘って幕府へ歎願したが果たせないでいた。⁽³⁰⁾長年飫肥藩の宿願であつた預所は、慶応期に至つて漸く実現の可能性が出てきたのである。

藩は用人の阿萬豊藏を江戸での預所周旋にあたらせているが、歎願のために人脈を駆使して老中や勘定奉行・目付をはじめ老中公用人に渡りを付け、かなりの賄賂を贈つたようである。慶応一年に飫肥藩が勘定奉行へ提出した歎願書では、「此節奉願上候通御預地被仰付被下置候ハ、自然出兵等之節も夫人足等之差支も無之千萬難有奉存候、尤御取箇筋之義者精々心配いたし、是迄之御取立增進いたし候とも決而減少不相成様可仕心得ニ御座候、且当御時勢及乱妨候而も兼而取締申付、領内農芸同様兼而教諭相加置、防禦向差支無之様可仕、將又何時出張いたし候而も兵備之御間ニ合候様教諭仕置可申奉存候趣」（延二月廿六日御用番小笠原壱岐守様公用入江差出候願書写）と、防禦筋に全力を傾ける旨を表明しているが、依然何の沙汰もなかつた。

翌慶応三年、二月三日付で預所が延岡藩となつたことが伝えられると、大坂留守居阿萬嘉内は直ちに老中板倉公用人の川田剛へ面会を求めた。嘉内は、阿萬豊藏が元治元年から本年まで四年間も江戸で預所歎願の周旋に奔走していたにもかかわらず、日向幕領預り

が延岡藩となつたことについて、「是迄歎願仕候詮無之、就而者祖先累代之志願一時ニ空相成、於左京大夫も如何斗残念可奉存」（外五月七日達覚書一通）と歎きつつも、「何分ニも内藤様江御預之義日向一圓ニ御座候哉、又者村分高割にて被仰付候哉」と問い合わせてゐる。「富高陣屋附村々」が日向幕領一円を意味するかどうかは、飫肥藩にとって最後の望みであった。川田から、板倉が「内藤侯江御預者全日向一圓ニ而者無之、其最寄応指之村方抜々被仰付候由心得ニ候旨」であることを聞いた嘉内は、早速江戸で周旋を続けていふ豊藏に書状を送つてその旨を知らせ、早急に二月二十六日に老中小笠原の公用人へ願書を提出した。

一方、豊藏は二月初めに出府した延岡藩鈴木才藏に預所の件を尋ねたところ、鈴木は「富高御陣屋附之村々不残被仰付心得ニ御座候」と日向幕領全部という考え方を示している。豊藏は川田からの「内洩」を伏せ、「貴藩へ一圓被仰付候与御直談承候上ニ而、強而御願申上候而者隣領互ニ相争候筋ニ而、以來隣好之障ニも相成候而者不相済事ニ候」としながらも、「右御預地之義者祖先より之志願御座候間、假令貴藩江一圓被仰付候上ニ而も、御熟談申上候ハ、事ニ寄御譲請ニも相成可申哉与存候」と預所は祖先からの志願であること、熟談すれば譲渡もあるかを打診している。豊藏は出京して原との相談に臨んだが、それは「日向之内ニ而内藤様者御譜代、殊ニ格別之御家筋故、對公辺決而異変無之事ニ而依頼致候而、屹度具詮有之故」という安井息軒の指示でもあつた。

二十三日に出京した豊藏は、翌日原小太郎へ面会して預所譲渡の相談を申し入れた。原は、あくまで日向一円と心得ているが、二月

二十日付で江戸勘定所から引渡されたのは臼杵郡七カ村五千七九五石余に過ぎないことなどから、「事実も未曉与分兼候」と当惑している。四月七日付の国元から原への書状では、「御預所被仰渡二者富高陣屋附村々与有之、治部右衛門様御内話ニ茂下筋富高支配都合式万五六千石ハ不残御預之趣ニ而、既ニ土地人民引渡之儀日田表占掛合御座候得共、御預所高鍋御分配御願御差出之上者、御願御下知済迄者受取出来兼候趣」を再度確認した（四月七日付内藤治部左衛門・同玄美より原小太郎宛書状）。飫肥藩とその周辺諸藩との関係について、豊蔵は次のように述べている。

（前略）九州ニ而も薩州者近來表向相親候様相成居候得共、御承知之通之振合福岡熊本茂旧来相親居、佐賀者親類有之何茂大國ニ候得共、引離居時宜ニ寄応援間ニ合不申、佐土原者薩州本末之間、然し本末とても不和も有之ものニ候得者、必竟十分ニ者難信、高鍋者坂田秀杯所謂勤王論主張致居是又難頼候、猶貴藩之御儀御家柄与申、猶又此上茂無御腹藏御交相頼度段申聞候福岡・熊本・佐賀藩など懇意の大名はいるが、領地が遠くあてにはできない、佐土原藩は薩摩藩の支藩であり信じられない、高鍋藩の坂田秀は勤王論者があるので頼りにならず、延岡藩だけが頼りであるというのである。しかし原は、阿万の話が「此事今日之所歎を成んか為申候」であることを見抜いている。

四月二日、原は板倉家公用人の辻七郎左衛門から、「三方江被仰付候哉ニ御座候」と延岡・高鍋・飫肥三藩に預所が命じられることを知られた（四月十日付阿万豊蔵より原小太郎宛書状）。驚いた原は「左様候ハ、公辺ヨリ弊藩江も一応御尋も可有之筋ニ候半」（外

五月七日達伊東左京大夫様御用入阿萬豊蔵江可遣書付留）と反発し、辻へ確認した方がよいと判断し、同月八日に訪問した。辻から「内話」を聞いた原は、「（飫肥藩との）御隣交ニ関係致候事者勿論、且四年來之御苦心御察申候故、寡君上書致候筋迄御内話いたし候」にもかかわらず、「此方之分ハ御聞被成、先方之分ハ御内話不被成与申候而者事首尾不致筋候」と豊蔵を強く非難している。

四月十一日に江戸の内蔵進からの来状によれば、豊蔵は頻繁に辻へ催促し、辻から三家預りとなるかもという口上を得ていたといふ。原は、「治部右衛門様被仰立候節火急ニ相成候旁、伊東様御歎願者御失念被成候而、公用入江御同家御家来より相尋候而思出候より直ニ右之如文を舞候事ニ者有之間敷哉」と推測しているが、「前命と相違候事多御言抜被成候事も有之由」に戸惑い、「公用入之輩、大藩ニ者摂状、小藩ニ者倨教如何鋪風習与存居候」と、辻の画策に憤っている。原は豊蔵から「主人ち願書左之通出候義者先内密之事ニ而、貴所様限御内洩申候事候故、辻氏御面会之節も其心得可有之旨」と依頼されているが、辻こそが豊蔵が周旋の中心人物であったのである。なお辻については、同人と面識のある桑名藩士から「斗筲穿窬之徒ニ而、拙者儀意之僕ニ突合候事候ハ、上下席を分而座可申」とあるように、度量の小さい同座を避けるべき人物と評されている（七月朔日付小太郎より治部左衛門・玄美宛書状）。

原は辻に対して、飫肥藩が老中小笠原へ歎願所を提出したのは、延岡藩に預所が命じられた後かどうかを詰問したが、「命じられた後」ということで「小子と貴所様とうなつき合ニ而土地を御譲申上候杯之形成ニ者不相成事」と漸く安堵した。しかし、延岡藩が

「天下太平ニ可相成を、飫肥藩士（阿萬豊藏のことか一筆者註）」と問合候上三而、彼是と文刃候為ニ、此方様江者御預ハ一圓ニ無之、抜々杯申掠候様」になつたというように、飫肥藩に対する不信は払拭しがたいものがあつた。

(二) 佐土原藩への分配をめぐる対応

日向幕領を高鍋藩と折半する形で預るはずの延岡藩であったが、飫肥藩の「賊盜之心を挾候（五月廿九日付原小太郎より内藤治部左衛門・同玄美宛書状）」のような画策もあって、図らずも飫肥藩を含めた三藩で預ることになった。五月七日、月番老中稻葉美濃守（正邦）から延岡藩江戸留守居に対し、次のような書付が下された。

内藤備後守

西国筋郡代窪田治部右衛門支配所日向国村々之儀、其方江御預所被仰付候處、申立之趣も有之付、右之内伊東左京大夫・秋月長門守江も御預所被仰付候間、非常之節防禦筋等行届候様可被致候、最高附之儀者追而江戸表ニ而相達候筈ニ付、委細之儀者御勘定奉行可被談候（五月八日付原小太郎・長谷川許之進より惣連名宛書状別紙）

五月八日付でこの件が国元へ報告されるが、日向国四藩のうち三藩が預るということは、「佐土原を除、日向州都而此度之一件ニ懸り有之候程之儀」（四月十二日付許之進より平兵衛殿・七郎左衛門殿・傳右衛門殿宛別紙）とあるように、今回の預所には佐土原藩だけが除外される形になる。

六月八日付の国元から原宛の書状には、佐土原藩の扱いについて

次のようにある。

（前略）佐土原様江御對し被成候而者同く御近領ニ而、如何ニも御疎遠之御仕業ニ相振、佐土原ニ而者定而延岡之事行近境之交親疎隔絶之評論相発可申、譬右行違之儀申解候而も公辺迄之御達之御文面間違有之間鋪与疑心者必定ニ而、且又非常之節防禦筋行届候様ニ与之御達ニ御座候得者、方今之形勢御近領御親睦之儀者急々為心配仕候折柄、御達面拝読仕候而驚愕仕候、御近領御隔意相生候而者防禦筋被仰合、百方を尽候とも難行届儀ニ而、第一公儀御為筋御不都合ニ落行可申、此段欲息痛苦之至極ニ御座候（後略）（六月八日付内藤治部左衛門・同玄美より原小太郎宛書状）

日向四藩のうち佐土原藩だけを除した場合、佐土原藩は特に預所の中心とみなされた延岡藩と「親疎隔絶之評論」となり、それが誤解であつても公儀よりの文面であれば間違い無しとの疑心が生じるのは必定だと警戒している。「御近領御親睦」が大切な時期だけに、こうした隔意が生じることは絶対に避けねばならなかつた。

佐土原藩への分配について、国元の家老衆から「得与御深省之上可然御取斗」を求められた原は、その返書で「一言之申立も不仕、卑怯懦惜之心占輕重致顛例避へからさる事を致、畏避候より相生御國交を誤候端相啓候儀ニ而、奉對御幼君様奉對公辺旁以重々奉恐入候（六月廿七日付原小太郎より内藤治部左衛門・同玄美宛書状）」と自らの「独断取計」を詫び、翌日老中板倉家用人田那村勘兵衛へ「御願大意書」を提出した。

御老中様御用人中江申立候口上之大意

備後守儀、先般御預所被仰付難有仕合奉存候、其後申立之趣を以去月七日再御達之趣、秋月家之儀者備後守申上候通細嶋港御尽力之儀茂承知仕居、同様御勤被成候而不幸御座候而者如何奉存候より、御分配之儀申上候儀ニ而、則御採用を蒙難有奉存候、然ニ伊東家之儀も秋月家御同様之御文面被仰出候而者失其実候儀ニ御座候、日向國者御小身御大名様、備後守を含而御四家御並被成居、御兩家之儀者申立、独佐土原鳴津家之儀斗不申立、隣交ニ親疎を抱候様ニ相聞可申哉、佐土原ニおるて左不思召候とも、於情於義不安筋ニ而痛心至極奉存候、伊東家江者御都合と被為在、御分配之可為御儀奉存候間、即其实を以備後守江之御達面御書改被成下候様仕度奉願候 (傍線筆者) (右同)

延岡藩単獨のところ高鍋藩、飫肥藩への分配、さらに佐土原藩へもという二転三転する歎願は、「數度之御願公辺江恐も有之」とさすがに原も恐縮し、「被為對公辺、被為君公候而も不都合之事有之」として病と称し帰国してしまう。事態を憂慮した飫肥藩江戸家老代は穂鷹を訪ね、原の帰国は飫肥藩のせいではと「甚辛痛之次第」であるとして早々の出勤を願い、国元からは九月八日から原が出勤した旨返書があった。⁽³²⁾

と、坂田の提案を至極もつともとしながらも即断を避けている。当初延岡藩のみであったところを高鍋藩へ分配を歎願し、「伊東家之事者一切不申立ニ」もかかわらず飫肥藩が加わる形になり、このうえ佐土原藩へもという再三の歎願は、本来一円預りでなかつた立場からできるものではない、少々でも土地に関することは主人へ上申の上でなくては自分の独断ではできないとして、二十日付で江戸へ報告した (六月廿日付原小太郎より穂鷹内蔵進宛書状)。一方豊蔵は、飫肥藩は以前から独自に幕府へ預地願を行つてこと、たとえ最初に飫肥藩のみの預地であれば他藩へ分預などしないとして即座に拒絶した。坂田は、「萬端御示談可致義ニハ有之間敷哉」と説得したが、「即座一存ニ而難及御答」としたままで終わつた。

原からの打診を受けた国元の家老衆は、「御都合ニ寄候而者佐土原江も御分配ニ相成候ハ、日向諸候御一樣ニ相成、御隣交御高義顕明至極宜可有之」と坂田案を支持する一方で、「当藩本ニ相立候訳ニも無之」と延岡藩が分配の中心になることには躊躇しており、「數度之御願公辺江恐も有之、且飫肥ニ而も同趣意ニ相成候上ならては宜有之間敷」と、飫肥藩の同意が必要との見方を示している (七月十日付治部左衛門・玄美より小太郎宛書状)。同月二十七日には、高鍋藩から鈴木来助・内野虎太郎両人が延岡へ來訪し、翌日延岡藩郡奉行の三松百助と対談している。三松は「御守衛向御不都合之儀」を理由に、是非とも三藩で願立てることを提案した。兩人は「各藩接境する間柄で、同藩へも分配してはどうかと切り出した。坂田は前日に延岡藩の原と相談しているが、原は「飫肥藩江之御分預も、実ハ申立不致義ニ付、他藩之処江尚又之一段於爰許一存之答難出来」

申し出ている。但し兩人は、児湯郡のうち佐土原藩最寄りの村々は、かねて同藩が預りを望んでいたところであり、当春の騒動（穗北騒動）に乘じて村々へ金子等まで贈り、また村人たちから佐土原藩へ附属したいと願う手はずだったとの風聞があり、それらの村々が高鍋藩預りとなれば甚だ心配であるから佐土原藩へ分預してもらいたいとの内存を明かした。これについて百助は、そうなると①延岡藩の預地分が少なくなる心配があること、②飫肥藩に對して何か不平があると思わせること、③飫肥藩の預地を削った怨みを延岡藩に向けさせる策略かと推察している（八月五日付内藤治部左衛門・同玄美より穂鷹内蔵進宛書状）。翌日百助は再び兩人の旅宿に出向き、三家で最寄りの村々を分割する案には同意できないこと、しかし佐土原藩が従前預りを望んでいる児湯郡村々については、「某郡某村者何レ之藩最寄ニ而、御警衛向便利ニと有之候間、可然御含御分配被下度」という内達はできると答えた。兩人は昨日の提案を「暴論」であつたと認め、帰つて重役と相談する旨を告げ帰藩した。

京都では、坂田が佐土原藩への分配を飫肥藩阿万豊蔵に談判したが、豊蔵は同様の理由で同意できないと拒絶した。これに対して坂田は、延岡藩が同意の上のこととして次のように述べている。

（前略）御一同飫肥江罷越談判仕候ハ、同藩独我意申張候筋も無之、終ニ承服仕候上者三藩ヨリ申立、佐土原江も御分預相成、四藩無腹蔵申合、其模寄々々を以御渡相成候様願立候ハ、公辺ニも無御懸念夫々御引渡可相成、其上防禦向等申合候ハ、隣輩之交り深ク、公辺御安心之場ニも可至哉奉存候（後略）

（七月廿六日付郡方より申聞書取）

坂田は、佐土原藩を含む日向国四藩が腹蔵なく協議して最寄りの村々を預かり、防禦を申し合わせれば「隣輩之交り」が深まるこことを強調しているが、今までとは異なり、四藩の問題としていることが重要である。日向国の防禦態勢を考えた場合、隣交扶助は欠かせない前提であり、佐土原藩が本藩薩摩藩の日向幕領預りに荷担し、また独自に周辺村々を懷柔する動きをみせても、日向国同士という「隣輩之交り」が優先し、飫肥藩のような不同意の態度は「獨我意申張」とみなされたのである。

（四）飫肥藩への説得交渉

八月朔日に延岡を発つた三松百助は、同月六日に飫肥城下へ到着した。先に飫肥にあつた高鍋藩の鈴木・内野兩人とともに翌七日、飫肥藩長倉喜太郎および郡司俊平と会合した。飫肥藩側は、先祖も度々預所を歎願してきており、延岡・高鍋両藩とは預所懇願の意味が異なり、元治元年以来出願を続けていた、このたび預所を命じられ高帳引渡しも昨今承知しているのに、それを直ちに佐土原藩へ分配を願い出るのは幕府に対し恐れ入ることである、少しも遠慮なく両藩だけで願い出はどうかと話した。これに対し百助は、「至極御尤」としながらも、「其御旨両藩願立中ニ相認、願立不苦」と提案した。しかし長倉は、同じ理由を繰り返し、両藩だけで願い立てるよう返答しているが、「弊藩御預所之内、公辺思召ニ而何程御分配相成候共、其儀者少シも迷惑不仕候」としている点に注意する必要がある。すなわち飫肥藩としては、預所の多少よりも預ること自体に重点を置いているのである。百助は説得を断念し、両藩だ

けで願い出のはできないと言い残して帰藩の途に着いた。途中高鍋で、百助は鈴木・内野に対し「御同意之儀者誠々御内輪之儀ニ而少も公辺之御聽入候儀ニ無之」であろうから、今回は願い出ないようにしてはどうかというと、兩人はどちらか一人が百助の供をして延岡へ出向き、「御挨拶急度承知仕候様」に重役に話したいと答えた。百助は、あくまで「御隣藩御交御親睦之儀第一」であるから、飫肥藩が同意しないのは同意できない理由があるのだろう、それを両藩だけで願い立てては「何レ江御親疎可出来も難斗」すなわち藩の間で親疎が生じるのが心配だというのである。こうして第一回目の交渉は成果なく終わり、百助は十三日に延岡に帰った。

同月十六日、今度は飫肥藩長倉喜太郎と清二左衛門が延岡城下に着き面会を求めた。兩人は、先日の百助来訪を謝すとともに「無拠筋ニ而自國之事而已相考、御隣草等之弁も無御座、此節心付候儀ニ而関心仕候儀ニ御座候」と苦しい胸の内を明かし、「表向者不相願共、御分配ニ者相加リ不申候而者不相成事」と妥協を示してきた。

翌々日、両藩が再度面会し、飫肥藩側は「弊藩ニ而も至極御内意之段者御願文ニ御書加工御差出ニ而不苦、何卒夫レニ而御両藩御願立ニ相成候得者、弊藩ニ而者御内分其筋江歎願致候様ニも可仕」というように、願文に飫肥藩の名を記すことを了承する旨を伝えた。高鍋藩へ尋ねたところ、延岡藩は今回は願書提出を見合させるというので、高鍋藩もそれに同意する、もし高鍋藩单独で願立てれば「隣領江私恩を売り候嫌ひも有之」ことになるという答えであった。日向国内の小藩同士、親疎なく私恩を売ることなく、「御隣藩御親睦之儀第一之儀」を貫こうとしている姿勢が窺える。

提案を持ち帰り評議した後、延岡藩は翌十九日、「申サハ八歩通者御同様之姿」と評価し、もともと高鍋藩の発意であるから、同藩に相談した上で治定したい旨を伝えた。願書の提出形態について、飫肥藩は三家連名で願出るものと考えていたらしく、延岡藩が「尊藩御預地之儀者、弊藩杯与者御意味合相違いたし」というように飫肥藩と他藩とでは預所拝命の意味が違うことを斟酌し、日向四藩へ公平に分配されれば「御隣藩親睦御警衛筋可ナリ行届可申」ことを強調して説得を続けた。延岡藩は「願ク者何レ与歟御周旋御同様之御願立振ニ者相成間敷哉、左スレ者自然御隣藩親疎之差別茂無之、本意之至ニ存候」とまで話し、ここに飫肥藩はようやく了解した（八月廿五日三松百助他二名より鈴木来助・内野虎太郎宛書状）。

今回の預所分配を巡ってなんとか三藩の足並みが整ったかにみえたが、表面的にはともかく、内面では依然疑心暗鬼の状況にあった。七月五日付で国元から穂鷹と原に送った書状には、預所をめぐる飫肥藩の態度について「一時之利を得るを以快し与いたし、其曲直之論ニ者力を尽、貪欲專ニ而義理与趣を異ニ致し候而、彼々曲を詰問いたし候ハ、言語者戻候とも、義理ニ感し恥る心者必ず薄、定而貞借も強御掛合、後者残之ものハ一ツ々隔意而已之外者被察不申候」と厳しく非難している（七月五日付内藤治部左衛門・同玄美より穂鷹内蔵進・原小太郎宛書状）。今回の交渉については、「御同憤を忍而、此節之御掛合者先ツ御差合御座候方御長算者有御座間鋪哉」と辛抱を旨とするという。また、八月九日付の国元から江戸家老に宛てた書状では、高鍋藩とともに飫肥藩と交渉した百助の実感として「高鍋藩ヨリ飫肥江對し、怨恨申程之儀ニも有之間鋪候得共、何歎不平

を抱候様子ニ相見、此節之儀も扱々右之御氣有之」と、高鍋藩の飫肥藩に対する不信を報告している（八月九日付治部左衛門・玄美より内蔵進宛書状）。飫肥藩の頑なな態度が延岡・高鍋両藩に不信感をもたらしたことは明らかであった。

三 維新と幕領預り

（一）預り猶予の背景

延岡・高鍋両藩に漸く飫肥藩も加わり、とりあえず三藩での足並みがそろったが、預所に關わる解決すべき問題はまだいくつかあった。なかでも、預所が「私領同様取扱」であるのかということ、薩摩藩預地とされた細島を除くのかどうかが、最大の課題であった。この問題は、五月二十五日付で老中井上河内守へ上申していたが、細島（日知屋村内）高三八石余は「追而御沙汰可有之」を繰り返すのみで進展はなく、一方は「私領同様取扱候儀者難被及御沙汰」との回答であった。延岡藩では勘定奉行や右筆へ内々に手を回し、「細川様・有馬様江御達有之候事も申上候」と、細川家や有馬家の例を挙げて、特に細川家の達書を添えて願い出てはどうかとの「内話」を得た。細川家へ申し入れたところ問題ないとということで、飫肥・高鍋両藩とも打ち合わせて提出した（七月廿二日付穂鷹内蔵進より内藤治部左衛門・同玄美宛書状）。願書内容は次の通りである。

（前略）御年貢取立之外者總而私領同様ニ所置仕度旨、先達而御聞置被成下様奉申上候処、私領同様取扱い候儀者難被及御沙汰旨、御書取を以御沙汰被成下奉畏候、然ル処此度御預之儀者

非常之節防禦筋等之御沙汰も有之候得者、取扱同御委任不被成

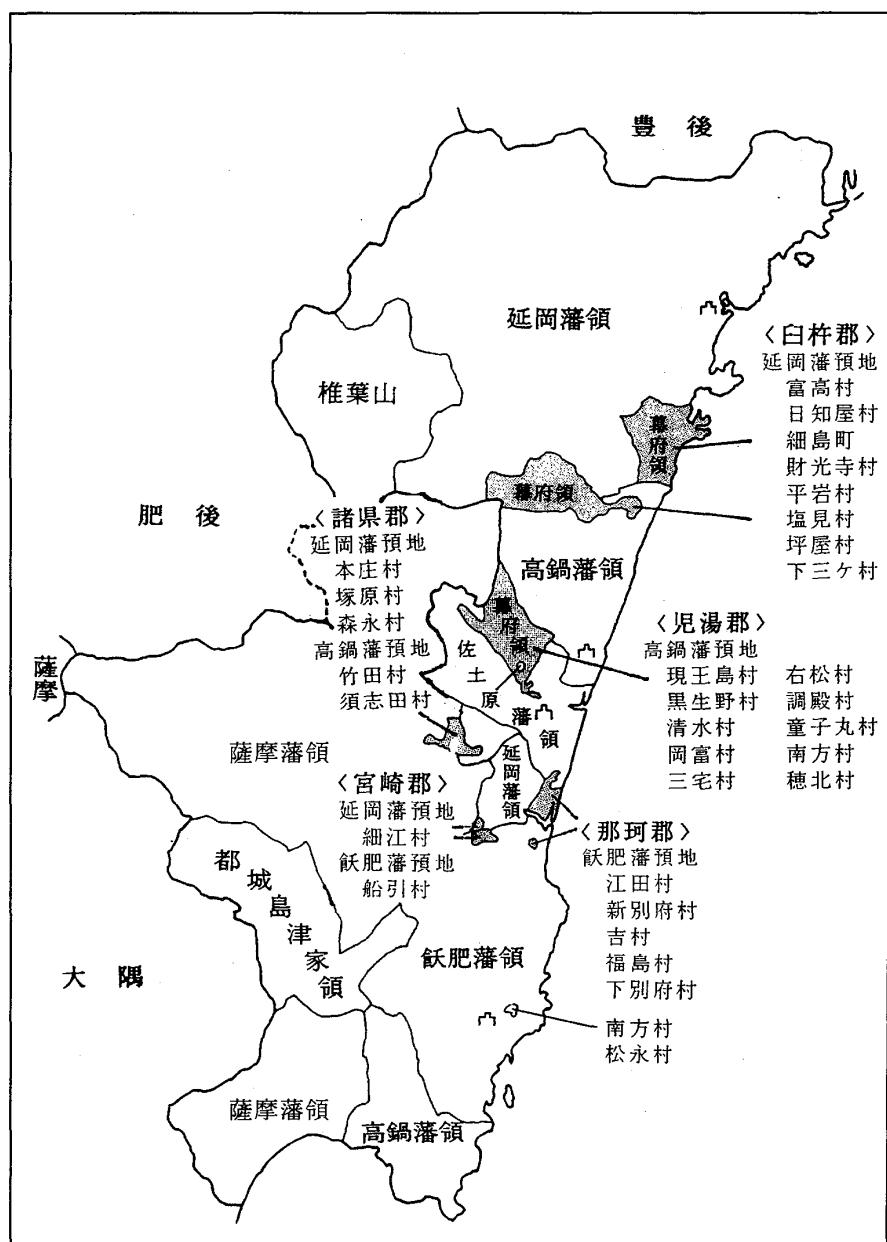
下候而者不都合之儀も可有之与甚心痛仕候（傍線筆者）（後略）

この願書のほかに、「防禦筋等之儀有之候間、出格之訳を以政事向私領同様被仰出候間」という細川家の達書を添えて八月四日付で提出した。なお、高鍋藩では願書を一紙として三藩連名で願出るつもりでいたが、延岡藩は「弊藩杯与者事実丸ニ相違致候事故、隨而御願立御文意茂相違可仕」と、三藩それぞれが事情が異なるので文意も違うはずだとして、藩ごとに願出るよう指示している（八月廿五日三松百助他二名より鈴木来助・内野虎太郎宛書状）。

七月朔日、延岡藩は老中板倉伊賀守から留守居が呼ばれ出頭したところ、二日前に申し立てた「御預地御達面御書改願」に対する回答があつた。当初、「右之内伊東左京大夫・秋月長門守江も御預所被仰付候間」とあつたが、延岡藩の申し立てが功を奏して「申立之筋茂有之候ニ付、右之内秋月長門守江も御預所被仰付、且御都合也有之候ニ付、伊東左京大夫江も御預所被仰付候間」と改正された（七月朔日付原小太郎より内藤治部左衛門・同玄美宛書状）。国元では「一統大安心之事ニ御座候、右者御尽力を以御都合克此節之御運ニ相成、御心勞之程具々致深察候」と安心し、小太郎をねぎらっている。こうした文面になぜここまでこだわるのだろうか。小太郎が書状で吐露しているように、「一旦御願之土地を御喩も無之、其内を外様江御預被成」、すなわちそこには幕領預りは自藩だという強烈な譜代意識があつたのではないかと思われる。

同月十八日、幕府勘定組頭から呼び出しを受け出頭した預所役人橋本助右衛門は、「從当外年物成郷村請取之御仕置」と正式に預所

幕末維新期における日向諸藩の「隣交」関係について 一慶応三年の幕領預りをめぐって一（大賀郁夫）



(註) 慶応四 (1868) 年日向国幕領預り図

を拝命し、高帳の請調印が揃つた二
十四日に引渡された。延岡藩の預所
となつたのは、臼杵郡高五七九五石
余と諸県郡塚原・本庄・森永各村二
八二八石余、それに宮崎郡細江村八
三九石余の計九四六三石余であつた。
高鍋藩は児湯郡一〇カ村七六二〇石
余と諸県郡二カ村一二〇五石余の計
八八二六石余、餘肥藩は那珂郡七カ
村七二〇八石余と宮崎郡一カ村一六
九三石余の計八九〇二石余であつた。
日向幕領預りを佐土原藩を含めた
四藩で分配したいという高鍋・延岡
両藩の主張を、最終的に餘肥藩も同
意したことを受け、願書案の作成
が始まった。大意は、今回の願立て
が「隣領親睦防禦筋行届候様ニ与之
趣意」を大義名分としているが、餘
肥藩は「無拗故障有之、御同様御願
立者仕兼候」と同じ方法ではなく、
「左京大夫江被仰渡候御高附之内ヨ
リ、四藩公平ニ御分配被下候而茂少
も遺憾不奉存与申趣意」を明言して
いる（八月廿六日付長倉喜太郎・清二

左衛門より曾根富弥・池内善蔵宛書状。また、両藩の案文内容が齟齬しては不都合であるとして、延岡藩が作成した案文を高鍋・飫肥両藩に事前に提示しあうことを申し入れてはいる。九月六日付で延岡藩から飫肥藩長倉・清らに提示された願書案文は次の通りである。

此度私儀及伊東左京大夫・秋月長門守江、日向国御料所御預地并防禦筋相心得候様被仰付候処、長門守方より同國相並居候鳴津淡路守江茂応而御預地被仰付候ハ、應接都合宜鋪可有之段申聞候付、尤之心得与存則致同意、遂々左京大夫方江茂及相談候、四家戮力候半ニ者兼而之御取締防禦筋等萬端御都合ニ茂相成候儀奉存候付、右之段御熟評三家御預所之内を以淡路守江茂御預被成下候様仕度願候、以上（九月六日付曾根富弥・池内善蔵より

長倉喜太郎・清二左衛門宛書状）

十月六日、延岡へ着いた高鍋藩の泥谷深造は早速百助と会談した。

案文の提示をうけた高鍋・飫肥両藩は、「思召御相違之儀茂無之」と内容に満足を示した（九月七日付清二左衛門より池内善蔵・曾根富弥宛書状）。願書案文作りは順調に進んでいたかに見えたが、九月十七日付高鍋藩鈴木来助から百助への書状には、返答の遅れを詫びるとともに、「巨細之儀延引仕候訳も書中ニ而者難申上、同藩之者參上之節申上候様可仕」と何やら事情がありそうであった（九月十七日付鈴木来助より三松百助宛書状）。同月二十六日付で曾根が飫肥藩へ出した書状からは、高鍋藩には「御預地一条ニ付取込之儀出来、暫延引致候旨掛合有之（中略）不得已漸々及延引思召之程致心配候」と、願書差出しを延引する事態になつていることが窺える（九月廿六日付曾根富弥より清二左衛門・長倉喜太郎宛書状）。百助は鈴木に對して、「可成急速御願立ニ相成候方、即御素志ニも相叶候儀与存

候」としつつも、「尤爰ニ而土地御引渡ニも相成候節者、不都合可相生茂難斗致懸念候」と配慮をみせ、引渡期限も迫っているが日田へは三藩申し合わせて「暫御猶予被成下候様内達致置候様仕度」ことにした（九月廿九日付三松百助より鈴木来助宛書状）。飫肥藩も郷村引渡を暫く猶予願うことに賛同したが、重役たちは「御猶予相願候而者餘り公辺を輕蔑仕候筋ニ者當ル間敷哉心配之儀ニ存候」と、猶予願いはかえって公儀を軽んじることになる懸念を表明し、「弥御引渡相成候ハ、先無異儀御請申上候儀恭順之筋ニ而無御座候哉」と、引渡しになればまずは請取ることが幕府への恭順になるとしている点は興味深い（十月三日付清二左衛門・長倉喜太郎より曾根富弥宛書状）。

高鍋藩から提案された分配願書見送りの件は飫肥藩へも打診され、

願書提出に消極的であった同藩はたちに同意した。しかし、預地の暫時猶予願については、「郷村御引渡之際ニ臨ミ、公辺御不恭順之筋ニも相當候哉御心配ニ付、弥御引渡ニも相成候ハ、先無異儀御請取被成度」と、引渡しの猶予願いは「不恭順」であるとして直ちに請取るつもりだと答えた(十月十一日付曾根富弥より清二左衛門・長倉喜太郎宛書状)。その理由に、「佐幕ト御分配願立之儀者、御引渡之前後有無ニ者相拘不申儀」を挙げているところから、幕領を預ることが「佐幕」の意味合いを強く持っていたことがわかる(十月十九日付清二左衛門・長倉喜太郎より曾根富弥宛書状)。

高鍋藩の「内輪難渋之儀」が具体的に何であつたかはつきりしないが、九月付で児湯郡村々から高鍋藩役人中へ出された告諭(案)によれば、「於郡中邪智姦曲之者有之候哉、種々浮諸を唱迷惑致候者茂不少、一統心配之様子聞及候⁽³⁵⁾」とあり、高鍋藩領近くの児湯郡幕領村々が混乱した状況になっていたことがわかる。同月二十一日付の泥谷の書状には「弊藩御預所入組之儀も、日田表立出役ニ而鎮静相成申候」とあることから、佐土原藩が望んだ児湯郡村々の預り問題をめぐって、高鍋藩との間で緊張が高まつたが、それが日田代官所からの出役により解決されたと考えられる。その後高鍋藩では、「御引渡相成候節者請取候方恭順之道ト存」と飫肥藩の提案を評決し、飫肥藩同様に請取を表明した(十月廿一日付泥谷深造より片岡清一郎・三松百助宛書状)。引渡し予定日の同月二十八日を前に、高鍋・飫肥両藩とともに延岡藩も受取りを評決し、また分配願書の提出も両藩に歩調を合わせることで合意した(十月廿四日付三松百助より泥谷深造宛書状)。このように三藩合意のもとで、受取期日の二十八

日を迎える段取りとなつてていたのであるが、しかし受取りは突如「一ト先御猶予」となってしまう。大政奉還の急報であった。延岡藩豊後千歳役所から、「將軍様御辞職御願」、すなわち大政奉還が受理されたという急報が届いたのは、同月二十七日頃だと考えられる。百助らは高鍋・飫肥両藩に対して、預所に関しては「瑣細之事も御相談申上差計ひ申」す筈であったが時間もなく、独断で引渡しの猶予を日田表に願い出たことを報告している(十月廿九日付三松百助より内野虎太郎・泥谷深象宛書状)。

十一月朔日、飫肥藩清・長倉兩人からは、「弊藩より茂暫時御引渡之儀者先見合置」と同意があつたが(十一月朔日付清二左衛門・長倉喜太郎より三松百助宛書状)、翌日になると一転して「御引渡相濟候上者、御預地ニ於而異変等有之節今日迄萬事引受、一々御届も無之而不相濟儀与奉存候」と、預所を一度請取った以上は万事引受けるつもりであり、公辺がどうであれ速やかに請取の届を出さなければ不都合だとしている(十一月二日付清二左衛門・長倉喜太郎より三松百助宛書状)。しかし、延岡藩は「公辺御心配中」であるとして請取猶予願いを出しており、この時点で「公辺不容易御心配」すなわち大政奉還がなされたものの、預所を期日(十月二十八日)通りに請取り、分配願を提出しようとする飫肥・高鍋両藩と、預所猶予を願出している延岡藩との立場の違いは明確であろう。しかし、延岡藩だけが預り猶予願を出して請取らないことについて、日田郡代手代から「外両藩共違御譜代家之延岡、御期限不至迎繩上御請取之上、御守衛御尽力之御趣意茂可相立哉ニ被存」と説得されたため、預所を請取る旨を返答している。同月十六日には江戸・大坂の藩役人へ

も「御受取無之候而者不可然」として、十月二十八日付で請取りを済ませた形にしている（十一月十六日付治部左衛門より弥学・平左衛門宛書状）。なお、佐土原藩への分配はなかった。

三藩ともに十月二十八日期限で請取った形になったが、延岡藩は請取猶予を願い出た理由として、「御預所御断申上候筋二者無之、式百年來之天下御一変之御機會ニ差臨ミ、譜代家之延岡大ニ痛心、此上上様御所置振をも奉伺候上御引渡も蒙り度」と答えていた。また「人間生涯忠節之御理解、且往昔神君之御武功御弓矢之上ニ御振被遊候、八百萬石我家臣江御預之御運中、御辞職相成候共御預地ニ於テ無相違、追而御達替ニも相成候上者其節之趣意相付」と幕府への忠節を示す一方で、「御辞職之上、王政復古共奉承知候ニ付而者、譜代御家臣之延岡ニ者御座候得共、一鹿与被封候上者官爵等朝命茂蒙り居、奉對朝廷陪臣共相成間敷哉」と譜代藩として朝廷とどう対応すべきかを模索しているようですが窺える（十一月廿三日付菅波小十郎覚書）。すなわち延岡藩は、大政奉還・王政復古のなかで、譜代藩としての立場で朝廷との関係保持を求めて、幕領預りの猶予を求めたものと考えられる。

(1) 延岡藩による臼杵郡旧幕領の支配

日向国内のうち臼杵郡幕領を預った延岡藩が、預所をどのように支配したのかをみてみよう。

延岡藩が懸念する問題は、元治元年から薩摩藩預りとなっていた細島港をどうするかであった。前述したように、細島港は元治元年に薩摩藩へ預けられたが、まだ薩摩藩は正式に預かっていないまま

であった。細島を含む臼杵郡幕領を預ったの延岡藩に対し、日田郡代は細島も一緒に預るよう命じたが、藩は勘定奉行から拝命するまでは受け取ることはできないと断わっている。その背景には、「薩州江者兼而御一統懸念致居候処、昨今之振合益心配之事ニ御座候」と薩摩藩への恐怖があるとともに、「一体日田表ニ而者片時茂早く引渡、苦逃し致度模様」を示す日田郡代に対しても、拭いがない不信感があった。延岡藩は、「大国ニ接る之道を失ひ、御大切之儀致憂慮候」として細島を渡されることを頑なに拒否しており、止むを得ない場合は「薩ニ而茂聊無遺念筋合相立候上ならて、何分難請取儀与深く致懸念候」とその出方を窺っている（十一月廿六日付け内藤治部左衛門より長坂平左衛門・今西弥学宛書状）。

慶應四年正月、延岡藩は幕命により野田口の警備に当たっていたが、藩兵が官軍と戦闘しないうちに徳川慶喜は大坂から逃げ去ってしまう。あわてた延岡藩は、薩摩・長州藩に官軍への出兵の仲介を依頼するも断わられ、ついで肥後・尾張藩に藩主内藤政挙の上京と弁解の取りなしを頼んだが、同月十五日には政挙の入京差し止めが命じられた。⁽³⁶⁾ そうした状況のなかで、延岡藩が預った臼杵郡幕領はどうなったのだろうか。

十月二十八日付で延岡藩預りとなつた富高陣屋には、延岡より吉田喜右衛門・勘定人佐藤勇助ほか同心が入つたが、夜中に延岡へ引戻しとなり、十一月朔日には再度吉田・佐藤とともに門番として井上拾平が入陣した。またそれまで手代であった原健平は、延岡藩へ扶助方雇いとなり、十二月十六日には陣屋内に「内藤備後守預所」と書改めた境木が立てられた。⁽³⁷⁾ 延岡藩が臼杵郡幕領を預った期間は

わずか四ヵ月足らずであったが、翌年正月七日には延岡預役所から村々へ一六条に及ぶ巡状が出されている。⁽³⁸⁾

同月十五日、薩摩藩侍二五〇～六〇人が細島を占拠し、同二十四日には同藩高岡勢上下一一七人（史料では一〇九人）、都城勢一一〇人の計二三七人が新町陣屋へ引き移った。このため陣屋詰の延岡役人吉田・佐藤・門番井上らは延岡へ引取り、陣屋には原だけが残った。二十六日には延岡から奉行糸谷甚兵衛・下郡橋本助右衛門・勘定人佐藤祐助・門番井上らが来陣して薩摩藩役人と掛け合したが承知しなかつた。二月九日、糸谷は「徳川氏より預り所何方より歟御請取御沙汰も可有御座候得共、斯奉蒙御勘氣候上者、益不敬ニ直候而者別而奉恐入候、御尊藩之義ハ御官軍且御隣草御依頼申居候儀ニ付、預所向尊藩にて御支配被成下候様奉頼候」と、預所は薩摩藩が支配するよう依頼している（二月十日付糸谷甚兵衛口上手扣）。これに対し、薩摩藩侍頭烏丸六左衛門ら三人は「追而朝廷より御沙汰有之迄之間、土民為安堵石村々弊藩預り置候ニ付、此旨為御心得申達候事」とあらざるよう、朝廷より沙汰があるまで薩摩藩が実質的な支配をおこなつた（辰二月口達之覚）。延岡藩は、同日付で卯年分の年貢金一一六四両一分二朱・永五九文九分六厘と、廻米分として米四五七石三斗二升、そのほか「地方引渡目録」一冊をはじめとする書冊類を渡した（辰二月九日「覚」）、同陣屋詰の役人たちはすべて引払い延岡へ帰った（二月九日付糸谷甚兵衛手扣）。原のみが薩摩藩から陣屋番を依頼されて留まつた。⁽³⁹⁾

延岡藩預りであつた白杵郡幕領が薩摩藩支配となつたことは、細島町でも歓迎された。同月、同町乙名・年寄三人がともに退役を望

み町民たちで相談したが、同町の預り主がないことが改めて問題になつていて。細島町は「海上弁利之場所柄」であるから、万一賊党狼藉があつたときはそれを取り締まる者もなく甚だ安心できないでいたが、幸い今回薩摩藩支配になつたので、町へ仮陣屋を建てて取締りを行えば皆が安心するというのである。三人の退役については、薩摩藩支配となつた後で評議したいとしている。しかし、薩摩藩による預所支配はむしろ無法地帯の様相を呈したといわねばならない。正月十七日から薩摩藩士二一九人が細島町へ詰めていたところ、二十三日に長州藩奇兵隊二人が細島へ來たが、翌日には漁船で佐賀関へ渡るという事件があった。さらにその翌日、細島詰の薩摩藩士たちはすべて新町へ移つたが、そこでは鉄砲を打ち放し、飼い犬を殺し村々では鶏を捕らえたり、また各所で強姦が行われた。役所では高札が割られ、村々では高札はすべて取り払い隠したという。前述したように、二月九日に延岡藩から薩摩藩預りとなつたが、朝廷からの下知がないため薩摩藩士たちは陣屋へ入ることができず、陣屋門前に「薩州預所」と書いた立木を立てたのみであった。同月二十一日、烏丸は家来ら一〇〇余人を連れて三宅（児湯郡）へ出張したが、鹿児島から沢宣嘉が九州鎮撫總督となり下向することになつた旨の御用状が到来し、頭役八人は家来少々を残して同月二十四日、すべて撤兵させた。後に残つた頭役らは延岡藩糸谷ほか一人を呼出し、陣屋預りを依頼して、陣屋門前の立木も「延岡ケヒエイ」と書き直した。また残務処理として、陣屋諸書物は年番所へ持ち下げとし、薩摩藩士給分の巡米は代銀で五ヵ村庄屋に書付けを取り、何れ三月四月までには鎮撫總督が下向するとして預けた。原は町宅へ移つ

た。さらに乱暴をはたらいた鳥丸の家来たちを取調べ、鶏代として一朱一ツ、殺した犬代を支払うとともに、強姦したものは切腹せざるなど処分を行つた。同月二十七日までには薩摩藩士らは残らず引取つた。ここに再び臼杵郡旧幕領は、延岡藩に預けられることになったのである。なお、三月警衛として二月二十六日から陣屋に詰めた延岡役人は、長屋詰が加藤左門ら三人と先手足軽一人、陣屋詰が下郡橋本助右衛門と書役佐藤勇助ほか一人であったが、四月に交代となつた時には長屋詰が柴田又造上下三人ほか四人と、先手足軽も一三人に増加されている。⁽⁴²⁾

延岡藩預りから薩摩藩へ、また薩摩藩から延岡藩へと預りが移つてゐるが、九月十三日付で正法寺から京都へ遣わした書状では、「薩州ち式百人斗責メ、其後富高御役所あき家ニ相成、未タ何方之御預とも不相定」状態であつたことが窺われる。⁽⁴³⁾ なお、明治二年八月二十日から始まつた細島一揆（通称細島家巻き一揆）では、その鎮圧のため延岡藩家老穂鷹内蔵進ほか延岡役人総勢一四〇人が出役するなど、延岡藩が深く関わつてゐる。⁽⁴⁴⁾

慶応四年閏四月、日向幕領で各大名に預けられた預所は、富高県に編入され、同年八月日田県と改正、明治四年二月に延岡藩、同年七月には延岡県となり、十一月に美々津県、同六年一月に宮崎県となつた。⁽⁴⁵⁾

結びにかえて

日向幕領預りをめぐつて、延岡・高鍋・飫肥各藩がそれぞれの立

場から、利害を考え思惑を抱きながら駆け引き交渉を続けてきた経緯を追つてみた。日向諸藩にとって、薩摩藩は共通の恐懼の対象であり、まさに仮想敵であつた。薩摩藩に対抗する形で、日向諸藩がそれぞれの思惑はどうであれ、一体として歩調を合わせていこうとする地域結合への動きは、幕領預りをひとつ契機にして徐々に形成されていく。

維新後の明治三年二月六日、佐土原藩は高鍋藩に合同操練を申し入れ、七月二十二日には延岡・高鍋・佐土原・飫肥四藩による東京への定期通信便の開設が決定されている。さらに同月には高鍋藩から四藩で年四回の会議を開くよう提案があり、八月には佐土原藩から飫肥藩へ会議の提言がなされた。所謂四藩会議である。四藩会議は九月十二日に延岡で開催され、十月二十四日には四藩合同操練、閏十月二十八日には高鍋で第二回会議が開催された。閏十月七日、四藩は会議の開催と合同操練の許可を政府に求めた。しかし、いざれも藩の結合に疑惑を持つ政府により容れられず、政府は四藩会議の中止を命じている。⁽⁴⁶⁾ なお、この四藩会議・合同操練を提起したのは高鍋藩であつたが、慶応三年の日向幕領預りに際しても、各藩が思惑があるなかで、佐土原藩を含む日向四藩で分配することを提案し、延岡・飫肥両藩へ周旋したのも高鍋藩であつた。こうした高鍋藩の積極性は高く評価されねばならない。

「日向四藩の会議開催と合同操練は、日向という領域意識をも高めたもの」⁽⁴⁷⁾ という評価は妥当な見解であるが、こうした領域意識が、幕末期から幕領預りを契機として、各藩間が「萬事無腹藏」を標榜しつつ、ある時は信頼依存し、またある時は強い不信感を抱きながら

らも、「隣藩御互」関係のもとでの交渉を通して築き上げられてきたものであった。

明治四年七月十四日の廃藩置県、同年十一月十四日には大淀川を境に北側に美々津県、南側が都城県となり、同六年一月十五日には宮崎県が置かれる。さらに同九年の鹿児島県への合併、同十六年の宮崎県再置という流れのなかで、在地において日向国、宮崎県という領域意識はどのように変化していくのか。近世から近代という移行期の問題として今後の課題としている。

註

- (1) 拙稿「幕末期譜代藩の海防政策と「地域的動向」——日向国延岡藩を中心に——」（中村質編『開国と近代化』吉川弘文館一九九七年）
- (2) 藤野保『新訂幕藩体制史の研究』（吉川弘文館一九八三年）第51表
- (3) 正確には五七九五石二斗九升四合八勺四才（「御預地一件帳」明治大学所蔵内藤家文書）
- (4) 服藤弘司『大名預所の研究』（創文社一九八一年）一九七頁
- (5) 『右同』一九六頁
- (6) 久留島浩「長州戦争と備中の幕領——幕領における中間支配機構の一考察——」（『史学雑誌』第九〇編第九号一九八一年のち『近世幕領の行政と組合村』（東京大学出版会一〇〇二年）所収）
- (7) 服藤前掲(4)一九一頁
- (8) 明治大学博物館所蔵内藤家文書 第一部六土地一一五七
- (9) 新訂『寛政重修諸家譜』第十四（続群書類従完成会一九八五年）二五一頁
- (10) 「國乘遺聞」卷之四封国第九（国立国会図書館蔵『宮崎県史史料編近世1』所収）
- (11) 『宮崎県史 通史編近世下』第9章幕府領六〇八頁
- (12) 拙稿「内藤延岡藩領の特質とその支配——木村礎「延岡藩領との支配」の再検討——」（『宮崎公立大学人文学部紀要』第13巻第1号一〇〇六年）
- (13) 『宮崎県史 通史編近世下』第7章椎葉山第一節四五六～四五八頁
- (14) 文久三亥年「御軍備覚書」（『宮崎県史 史料編近世2』一九九三年）一二三三頁
- (15) 『宮崎県史』卷二（宮崎県立図書館蔵）
- (16) 同書（内藤家文書第一部一三年貢五五二）
- (17) 文久三年三月「日州細嶋湊两岸江秋月長門守炮台取建候儀二付拙稿前掲(1)論文一七一～一七三頁
- (18) 文久三亥年「御軍備覚書」（『宮崎県史 史料編近世2』一九九三年）一一三三頁
- (19) 文久三亥年「御軍備覚書」（『宮崎県史 史料編近世2』一九九三年）一一四九頁
- (20) 『右同』一一三三～一一三四頁
- (21) 『右同』一一三一頁
- (22) 『右同』一一四九頁
- (23) 拙稿前掲(12)論文
- (24) 文久三亥年「御軍備覚書」（内藤家文書）一二五六頁

- (25) 「右同」一一五六頁
- (26) 「右同」一一五七頁
- (27) 前掲拙稿(1)論文一七五〇一七六頁
- (28) 慶應三年四月二十八日「預地薩州児湯郡ニオケル佐土原藩ノ動向オヨビ児湯郡六ヶ村騒動ニツキ風聞」内藤家文書第三部二〇維新一一七六
- (29) 『六隣莊日誌』元治元年五月八日条(青潮社一九七八)二六五頁
- (30) 『宮崎県史 通史編 近世上』第四章飫肥藩六八六〇六八八頁
- (31) 『右同』七九〇～七九一頁
- (32) (慶應三年)八月十一日「書状」(内藤家文書第三部二〇維新二八五)
- (33) 『日向国史 下巻』第三章高鍋藩三〇一～三〇一頁
- (34) 『日向国史 下巻』第八章第一節
- (35) 十月二十一日付「書状」(内藤家文書第三部二二書状九四)
- (36) 西川誠「Ⅲ解説 維新期の諸藩の動向」(『宮崎県史 別編維新期の日向諸藩』一九九八年)三一頁
- (37) 慶應三卯十月廿八日「御触出之御巡状控」(『日向市史 史料編 正法寺年中日誌I』)一〇六頁
- (38) 慶應四辰正月一五日「当御役所ヨリ村々へ巡状写」(『右同』)一一九〇一二一頁
- (39) 『日向市史 史料編 正法寺年中日誌I』一一三頁
- (40) 慶應四年辰年二月「細嶋占州役頭様江歎願之控」(『右同』)一一九二二二一頁
- (41) 「右同」一一二一～一一三三頁
- (42) 慶應四年辰「御所占御差出ニ相成候書面控」(『右同』)一一四三二五頁
- (43) 慶應四辰九月十三日「京都江為登候封箱控」(『右同』)一四四四頁
- (44) 『宮崎県史 通史編 近世下』第10章第5節八九一～八九九頁
- (45) 『日向国史 下巻』第十編
- (46) 『宮崎県史 通史編近世下』第10章第6節九一〇～九一一一頁
- (47) 西川前掲(36)四二一頁
- (48) 「右同」四三二頁

〔付記〕

成稿にあたり、明治大学博物館、および日向市史編さん室にはたいへんお世話になりました。記して感謝申し上げます。